

第91回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月29日(木)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 大阪府中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル 3階「ホールA」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第91回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会資料の電子提供制度と 当社の対応について	5
株主総会参考書類	6
事業報告	21
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39
ご参考	45

 **三井生興株式会社**
SANKYO SEIKO CO., LTD.

証券コード：8018



LEONARD
PARIS

株主総会当日のお土産の配布を取止めさせていただいております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ごあいさつ



代表取締役社長CEO

井ノ上 明

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、1920年の創業以来、繊維商社として培ってきた信用とノウハウを駆使し、高効率経営を推進、豊かな夢のある社会の実現に貢献することを目指し、幅広い事業展開を進めてまいりました。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル市場は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、外出需要が高まり、市場環境は回復基調で推移いたしました。ロシア・ウクライナ情勢の長期化、急激な為替変動、資源価格の上昇など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは、3ヶ年の中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」の2年目を終え、3つの基本戦略である「アジア市場」「DX推進」「全社戦略」を推し進め、定量目標の連結経常利益25億円を1年前倒しで達成いたしました。中期経営計画の最終年度にあたる2024年3月期におきましても、引き続きグローバルな視点で事業投資を行うなど、着実な売上拡大に向けて新たな挑戦をしていくとともに、「SDGs経営」を推進し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

ここに、第91回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

証券コード 8018
2023年6月13日

株主各位

大阪市中央区安土町2丁目5番6号



三井生興株式会社
代表取締役社長CEO 井ノ上 明

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰合わせのうえ、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル3階「ホールA」

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.sankyoseiko.co.jp/ir_library/468/



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三共生興」または「コード」に当社証券コード「8018」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



以上

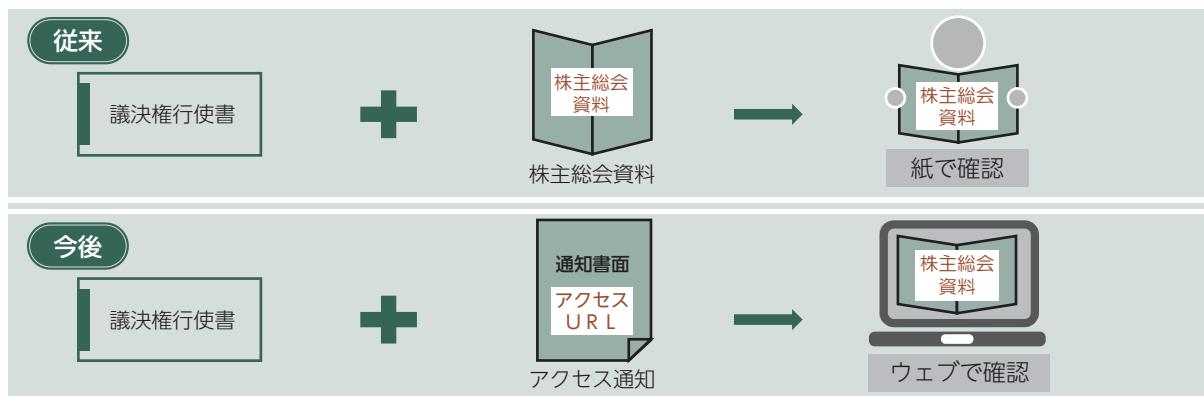
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますのでお早めにご来場ください。
- 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。(代理人は、定款第16条の定めにより本総会の議決権を有するほかの株主1名様に限らせていただきます。)
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の体制および方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会資料の電子提供制度と当社の対応について

1. 株主総会資料の電子提供制度の概要

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会資料（※）の電子提供制度（以下「本制度」という。）が導入されました。従来、株主総会資料は、書面によりご送付しご確認いただいておりますが、本制度では、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主様には、そのウェブサイトのアドレスなどを記載した「アクセス通知」を送付することによって、株主総会資料をウェブにてご確認いただくものがあります。

※ 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告書、計算書類、連結計算書類を指します。



2. 当社の対応

当社の第91回定時株主総会につきましては、経過措置として、従前どおり書面により株主総会資料をお届けいたしました。次回、第92回定時株主総会以降も引き続き書面にて株主総会資料の提供を希望される株主様は、当社株式の口座を開設している証券会社、もしくは当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申し出ください。

お問い合わせ先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 電子提供制度専用ダイヤル ☎0120-696-505
 (受付時間：土・日・祝日を除く平日9：00～17：00)

よくあるご質問 <https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、会社の成長とともに、安定的・継続的な株主還元の拡充に業績連動を加味した配当を行うことを方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当社を取り巻く環境が依然として厳しい状況ではありますが、当期の業績動向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 25円 総額 1,039,707,050円
3	剰余金の配当が効力を生ずる日	2023年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（4名）の任期が満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を2名増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名（年齢）	地位	担当	取締役会 出席率
1	再任	いのうえ 井ノ上 明 (60歳)	取締役社長CEO (代表取締役)		100% (14回/14回)
2	新任	みやざわ 宮澤 哲次 (53歳)	—	三共生興アパレルファッション 株式会社代表取締役社長	—
3	新任	ひの 日野 尚彦 (49歳)	執行役員	本社ホールディングス部門 経営戦略室担当	—
4	新任	にし 西 祐一 (48歳)	ゼネラル マネージャー	SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. 代表取締役社長	—
5	再任	なんぶ 南 部 真知子 (70歳)	社外 独立役員	取締役	86% (12回/14回)
6	再任	はつと 服部 一史 (69歳)	社外 独立役員	取締役	100% (14回/14回)

(注) 1. 取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2. 宮澤哲次および西祐一の両氏は、当社子会社の役員であり、よくご理解いただくため、担当欄に子会社名および同社における地位を記載しております。

1

いのうえ あきら
井ノ上 明

1963年5月19日生

再任



所有する当社の株式数
51,000株

略歴、地位および担当

1986年4月	当社入社	2018年6月	三共生興ファッションサービス株式会社代表取締役社長
1999年4月	香港カンパニー プレジデント	2019年6月	常務取締役
2001年4月	香港ディビジョン ゼネラルマネージャー	2020年4月	代表取締役社長COO
2006年4月	執行役員	2022年4月	株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長（現任）
2009年6月	常務執行役員	2022年4月	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長（現任）
2012年12月	台北ディビジョン担当	2022年6月	代表取締役社長CEO（現任）
2013年4月	SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. 代表取締役社長	2022年7月	LEONARD FASHION SAS CEO（現任）
2013年6月	取締役		

重要な兼職の状況

取締役会長：DAKS SIMPSON LIMITED
CEO：LEONARD FASHION SAS
代表取締役社長：株式会社横浜テキスタイル倶楽部

2

みやざわ てつじ
宮澤 哲次

1970年4月29日生

新任



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

1994年4月	当社入社	2010年6月	同社第1ディビジョン担当 ゼネラルマネージャー
2002年4月	繊維カンパニー レディースウェアディビジョン マネージャー	2012年6月	同社執行役員
2008年9月	会社分割により 三共生興アパレルファッション 株式会社へ移籍	2020年6月	同社取締役
		2022年4月	同社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

代表取締役社長：三共生興アパレルファッション株式会社

3

ひの
日野 尚彦

なおひこ
尚彦

1974年2月14日生

新任



略歴、地位および担当

1997年4月 当社入社
2013年4月 財務経理ディビジョン（財務グループ）マネージャー
2018年4月 本社ホールディングス部門
財務・経理・情報システム担当
ゼネラルマネージャー

2022年6月 本社ホールディングス部門
経営戦略室担当執行役員
（現任）

所有する当社の株式数
6,343株

4

にし
西 祐一

ゆういち
祐一

1974年9月26日生

新任



略歴、地位および担当

1998年4月 当社入社
2006年4月 香港ディビジョンマネージャー
2013年4月 ゼネラルマネージャー（現任）
2018年4月 SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC)
CO., LTD. 代表取締役社長

2020年9月 本社ホールディングス部門
DAKS・ライセンスグループ
ゼネラルマネージャー
2021年4月 SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC)
CO., LTD. 代表取締役社長
（現任）

重要な兼職の状況

所有する当社の株式数
12,018株
代表取締役社長：SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.

5 なんぶ 南部 ま ち こ 真知子

1952年9月27日生

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

- | | | | |
|----------|--|----------|---|
| 1975年 4月 | 兵庫県庁入庁 | 2006年 4月 | 株式会社コンチェルト
代表取締役社長 |
| 1996年 4月 | 株式会社神戸ハーバーサーカ
ス入社 | 2014年 4月 | 株式会社神戸クルーザー
会長（現任） |
| 1998年10月 | 同社取締役 | 2014年 6月 | 本州四国連絡高速道路株式会
社社外監査役（現任） |
| 1999年 8月 | 株式会社パソナクルーザー
（現 株式会社神戸クルーザー）
取締役 | 2015年 4月 | モロゾフ株式会社社外取締役 |
| | 株式会社コンチェルト取締役 | 2020年 6月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2006年 4月 | 株式会社神戸クルーザー
代表取締役社長 | 2022年 4月 | 株式会社OMこうべ
（現 株式会社こうべ未来都市機構）
社外取締役（現任） |

6 はつとり 服部 か ず ふ み 一史

1953年10月27日生

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

- | | | | |
|----------|--------------------------|----------|-------------------|
| 1977年 4月 | 株式会社電通入社 | 2016年 3月 | 同社常務執行役員
関西支社長 |
| 1997年 3月 | 同社関西支社プロモーション
事業局企画部長 | 2020年 6月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2008年 1月 | 同社関西支社京都営業局長 | | |
| 2012年 4月 | 同社執行役員関西支社長代理 | | |
| 2013年 6月 | 同社取締役関西支社長 | | |
| 2016年 1月 | 同社取締役常務執行役員
関西支社長 | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 日野尚彦および西祐一の両氏の所有する当社株式数には、従業員持株会における本人の持分が含まれております。
3. 南部真知子および服部一史の両氏は、社外取締役候補者であります。本議案において両氏の再任が承認可決された場合には、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由、期待される役割および在任期間について
- (1) 南部真知子氏は、株式会社神戸フューザーの代表取締役社長および株式会社コンチェルトの代表取締役社長を務め、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (2) 服部一史氏は、株式会社電通の関西支社京都営業局長、同社取締役関西支社長を歴任し、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、南部真知子および服部一史の両氏の間で会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案において両氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告30頁に記載のとおりであります。本議案において井ノ上明、南部真知子、服部一史の各氏の再任、また宮澤哲次、日野尚彦、西祐一の各氏の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は2024年5月に同程度の内容で更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

当社が、取締役候補者の有する知見・経験・能力に基づき、特に期待する分野は次のとおりであります。

氏名	当社における地位	会社経営・企業戦略	ブランドビジネス・営業	国際性・海外ビジネス	ガバナンス	財務・会計	SDGs	人材開発・ダイバーシティ	IT・DX
井ノ上 明	代表取締役社長CEO	○	○	○	○		○	○	
宮澤 哲次	取締役	○	○	○				○	
日野 尚彦	取締役	○			○	○			○
西 祐一	取締役	○	○	○				○	
南部真知子	社外取締役			○	○		○		
服部 一史	社外取締役		○		○		○		

- (注) 1. 上記「当社における地位」の記載内容は、本議案が原案のとおり承認可決された場合に予定されているものであります。
2. 上記の内容は、取締役の有する全ての知見・経験・能力を表すものではありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査役全員（3名）の任期が満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	地位	取締役会出席率	監査役会出席率
1	新任 こやま かつみ 小山 克己 (56歳)	ゼネラル マネージャー	—	—
2	再任 しょうじ たか し 小路 貴志 (60歳)	社外 独立役員 監査役	100% (14回/14回)	100% (7回/7回)
3	新任 たか つき ふみ 高 槻 史 (48歳)	社外 独立役員	—	—

(注) 監査役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

1

こやま かつみ
小山 克己

1966年12月17日生

新任



略歴および地位

- | | | | |
|----------|------------------------|----------|--|
| 1991年 4月 | 当社入社 | 2018年 4月 | 本社ホールディングス部門
社長室マネージャー |
| 2000年 4月 | サンライセンスカンパニー
マネージャー | 2023年 4月 | 本社ホールディングス部門
社長室総務・広報グループ
ゼネラルマネージャー（現任） |
| 2000年12月 | ニューヨーク駐在員事務所
所長 | | |

所有する当社の株式数

2,449株

2

しょうじ たかし
小路 貴志

1963年 5月20日生

再任

社外

独立役員



略歴および地位

- | | | | |
|----------|---|----------|----------------------------|
| 1987年10月 | 監査法人朝日新和会計社入社
(現 有限責任あずさ監査法人) | 2003年 6月 | 株式会社安永社外監査役 |
| 1991年 3月 | 公認会計士登録 | 2011年 3月 | 株式会社小路企画
代表取締役（現任） |
| 1995年 9月 | 小路公認会計士事務所
所長（現任） | 2015年 6月 | 株式会社安永社外取締役
(監査等委員)（現任） |
| 1997年 7月 | グローバル監査法人代表社員 | 2015年 6月 | 当社社外監査役（現任） |
| 1998年 6月 | 株式会社ユー・エス・ジェイ
(現 合同会社ユー・エス・ジェイ)
社外監査役 | | |

所有する当社の株式数

0株

重要な兼職の状況

所 長：小路公認会計士事務所
代 表 取 締 役：株式会社小路企画
社外取締役（監査等委員）：株式会社安永

3

たかつき
高槻

ふみ
史

1975年6月24日生

新任

社外

独立役員



略歴および地位

2000年10月	弁護士登録 御池総合法律事務所入所	2009年1月	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー（現任）
2003年12月	アンダーソン・毛利・友常法律 事務所入所	2018年4月	株式会社Kyoto Machiya Trips 代表取締役（現任）
2006年4月	弁護士法人大江橋法律事務所 入所	2020年6月	塩野義製薬株式会社 社外取締役（現任）

所有する当社の株式数

0株

重要な兼職の状況

パートナー：弁護士法人大江橋法律事務所
代表取締役：株式会社Kyoto Machiya Trips
社外取締役：塩野義製薬株式会社

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 小山克己氏の所有する当社株式数は、従業員持株会における本人の持分であります。
3. 小路貴志および高槻史の両氏は、社外監査役候補者であります。本議案において小路貴志氏の再任および高槻史氏の選任が承認可決された場合には、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由と在任期間について
- (1) 小路貴志氏は、公認会計士および税理士として企業における会計・税務実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (2) 高槻史氏は、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。なお、同氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には顧問契約を締結しておりますが、支払顧問料は年間100万円以下であり、社外性・独立性に問題はないものと考えております。
5. 当社は、小路貴志氏との間で会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案において同氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において小山克己および高槻史の両氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告30頁に記載のとおりであります。本議案において小路貴志氏の再任、また小山克己および高槻史の両氏の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は2024年5月に同程度の内容で更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもちまして補欠監査役高槻史および小山克己の両氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、川島裕理氏は社外監査役の小路貴志氏および高槻史氏の補欠としての候補者、新井田卓明氏は監査役小山克己氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

1

かわしま ゆり
川島 裕理

1978年6月4日生

社外 独立役員

所有する当社の株式数

0株

略歴および地位

2004年10月 弁護士登録
弁護士法人大江橋法律事務所入所
2011年10月 ニューヨーク州弁護士登録

2015年1月 弁護士法人大江橋法律事務所
パートナー（現任）

重要な兼職の状況

パートナー：弁護士法人大江橋法律事務所

2

にいだ たかあき
新井田 卓明

1975年7月1日生

所有する当社の株式数

7,875株

略歴および地位

1998年4月 当社入社
2011年4月 本店本部財務経理ディビジョン
(連結経理グループ) マネージャー
2020年4月 内部統制室長（現任）

2021年11月 本社ホールディングス部門経営戦略室
財務・経理・法務・関連事業担当
マネージャー
2023年4月 本社ホールディングス部門経営戦略室
海外経理・税務グループ
ゼネラルマネージャー（現任）

- (注) 1. 川島裕理および新井田卓明の両氏と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 新井田卓明氏の所有する当社の株式数には、従業員持株会における本人の持分が含まれております。
3. 川島裕理氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。本議案において同氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
川島裕理氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任しております。なお、同氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には顧問契約を締結しておりますが、支払顧問料は年間100万円以下であり、社外性・独立性に問題はないものと考えております。
5. 当社は、本議案において両氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告30頁に記載のとおりであります。本議案において両氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は2024年5月に同程度の内容で更新を予定しております。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の持続的な企業価値の向上ならびに株価上昇を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定であります。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日より前日の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上ならびに株価上昇を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績動向等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬に加え、業績連動報酬として、短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブである非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表権の有無、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブである非金銭報酬等により構成する。

賞与は、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を考慮しながら総合的に勘案し、毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、持続的な企業価値の向上ならびに株価上昇を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、株式の売却等を制限する「譲渡制限期間」を当社の取締役を退任する日までとした、譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式の付与は、代表権の有無、役位、職責、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案し、具体的な付与の時期については取締役会において決定する。ただし、選任された定時株主総会終結の後から、最初に到来する定時株主総会の終結の時までに当社の取締役を退任した場合には、正当と認める理由がある場合を除き、付与した譲渡制限付株式の全てを当然に会社が無償取得する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績動向や各種経済指標等を総合的に勘案して決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのに最も適しているCEOである代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各業務執行取締役の短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブである非金銭報酬等の評価配分とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

CEOである代表取締役は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、代表権の有無、役位、職責、当社の業績等のほか、業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

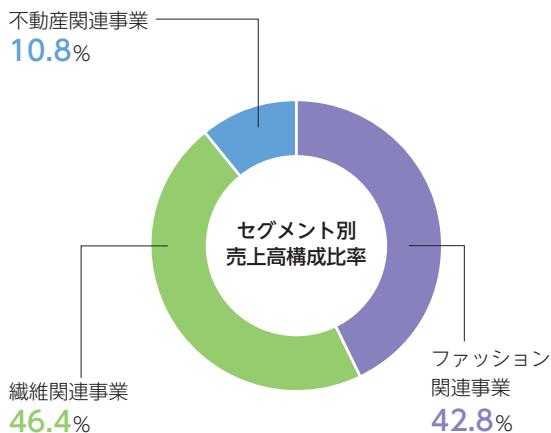
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

連結売上高 194億66 百万円 前期比 15.1%増 	連結営業利益 22億37 百万円 前期比 28.4%増 
連結経常利益 29億12 百万円 前期比 24.0%増 	親会社株主に帰属する当期純利益 22億06 百万円 前期比 3.2%増 

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられる一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、円安の進行、資源価格の上昇など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル業界におきましては、物価上昇による消費マインドの冷え込みが懸念される一方で、行動制限の緩和に伴い人流が回復し、市場環境は回復基調にて推移いたしました。



このような状況の下、当社グループは、3ヶ年の中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」の2年目を終え、定量目標として掲げた連結経常利益25億円を達成し、3つの基本戦略である「アジア市場」「DX推進」「全社戦略」を着実に推し進めております。最終年度の2024年3月期につきましても、引き続き3つの基本戦略を中心に、経営資源を有効活用し、企業価値向上、収益拡大に取り組んでまいります。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は前期比15.1%増の19,466百万円、営業利益は前期比28.4%増の2,237百万円、経常利益は前期比24.0%増の2,912百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3.2%増の2,206百万円となりました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

セグメント別の状況



ファッション関連 事業

主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

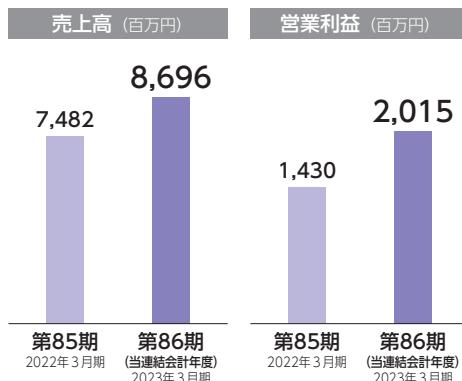
ファッション製品の企画、生産、販売および海外ブランド商品の輸入販売およびライセンスビジネス



当連結会計年度につきましては、「DAKS」「LEONARD」の百貨店販売などを手掛ける国内事業では、プロパー販売を重視し、粗利率の向上に努めるなど、収益体質の強化策を推し進め、市場環境も堅調に推移したこともあり、売上高は横ばいながら、増益となりました。

海外事業は、「DAKS」「LEONARD」などを展開するアジア市場において、事業展開の拡大を推し進めており、店舗増加による売上増に加え、為替によるプラス影響もあったことから、増収増益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比16.2%増の8,696百万円、営業利益は前期比40.9%増の2,015百万円となりました。



繊維関連 事業

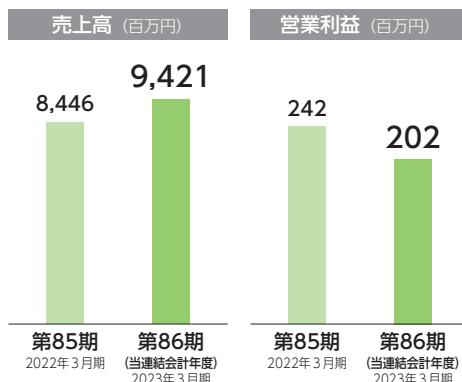
主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

繊維衣料製品のOEM事業を中心とした繊維事業全般



製品OEM事業は、依然として厳しい市況が続ぎ、受注競争が加速する中、スポーツ、アウトドア、イェナカ分野などへの取組み強化を図り、増収となりましたが、円安や原材料価格などの製造コスト上昇により、減益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比11.5%増の9,421百万円、営業利益は前期比16.6%減の202百万円となりました。





不動産関連 事業

売上高構成比率

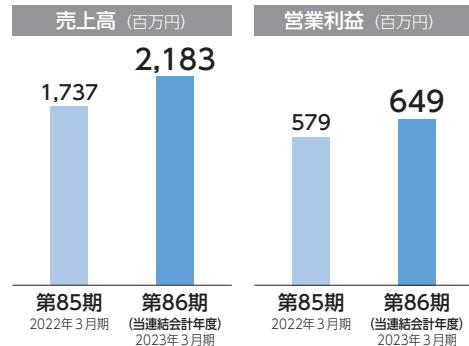
10.8%

主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社および子会社所有不動産の貸オフィス、貸ホール、貸ビルを中心とした賃貸事業、ビルメンテナンス事業、内装工事業

大阪の賃貸ビルをメインとして東京・横浜・神戸などの不動産に係る賃貸事業は、稼働率が安定的に推移し、イベントホール事業は前期に比してイベント数が増加、内装工事業も工事件数が増加し、増収増益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比25.7%増の2,183百万円、営業利益は前期比12.0%増の649百万円となりました。

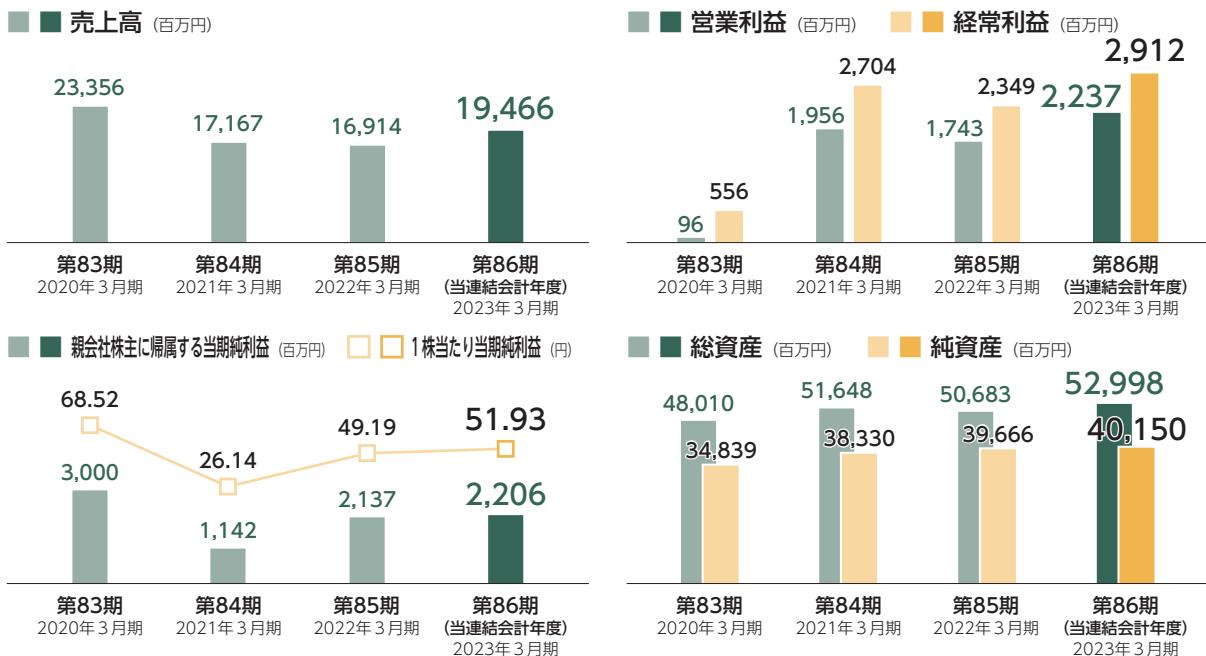


セグメント別売上高の状況

		前連結会計年度 2021年4月1日から 2022年3月31日まで		当連結会計年度 2022年4月1日から 2023年3月31日まで		前期比 増減率 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
セグメント	ファッション関連事業	7,482	42.4	8,696	42.8	16.2
	繊維関連事業	8,446	47.8	9,421	46.4	11.5
	不動産関連事業	1,737	9.8	2,183	10.8	25.7
計		17,667	100.0	20,301	100.0	14.9
調整額		△752	—	△835	—	—
連結		16,914	—	19,466	—	15.1

(注) セグメント別売上高は、セグメント間取引相殺消去前の数値であります。

(2) 財産および損益の状況の推移



区 分	第83期 2020年3月期	第84期 2021年3月期	第85期 2022年3月期	第86期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高 (百万円)	23,356	17,167	16,914	19,466
営 業 利 益 (百万円)	96	1,956	1,743	2,237
経 常 利 益 (百万円)	556	2,704	2,349	2,912
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,000	1,142	2,137	2,206
1株当たり当期純利益 (円)	68.52	26.14	49.19	51.93
総 資 産 (百万円)	48,010	51,648	50,683	52,998
純 資 産 (百万円)	34,839	38,330	39,666	40,150
1株当たり純資産額 (円)	788.17	868.19	884.50	957.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 2. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は376百万円であります。

その主な内容は、国内および海外における店舗改装費用等199百万円（ファッション関連事業）、海外の事務所契約更改・移転等に伴う事務所設備等144百万円（ファッション関連事業）であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行および重要な借入等による資金調達はありません。

(5) 対処すべき課題

今後も、新型コロナウイルス感染症における行動規制緩和により、徐々に経済活動の正常化がみられる一方、ロシア・ウクライナ情勢、為替変動、物価上昇など、予断を許さない状況が続くものと思われま

す。このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」における「アジア市場」「DX推進」「全社戦略」の基本戦略を軸に、長年にわたり培ってきた強みである経営資源を有効活用し、企業価値向上、収益拡大に取り組んでおります。

中期経営計画3年目の最終年度にあたる2024年3月期につきましても、外部環境の変化を踏まえた積極的な事業投資を行い、着実な売上拡大を目指していく所存です。

今後におきましても、生活文化提案企業として、人々の生活の質の向上に寄与し、豊かな夢のある社会の実現に貢献することで、より一層の企業価値向上および株主価値向上の実現に邁進するとともに、次の100年に向け、引き続き新たな挑戦をまいりますので、株主の皆様におかれましては何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社出資 比率 (%)	主要な事業内容
三共生興ファッションサービス株式会社	100	100.0	ファッション製品の企画、生産および販売
三共生興アパレルファッション株式会社	100	100.0	繊維製品のOEM
北陸三共生興株式会社	61	98.7	衣料品の生産および不動産の賃貸
株式会社サン・レッツ	50	100.0	ビルメンテナンス、貸ホールおよび内装工事業
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	207	81.7	不動産の賃貸
DAKS SIMPSON LIMITED	千英ポンド 6,000	100.0	ファッション製品の企画、生産、販売およびライセンスの供与
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	千香港ドル 15,000	100.0	香港、マカオ、中国におけるファッション製品の販売
LEONARD FASHION SAS	千ユーロ 1,100	100.0	ファッション製品の企画、生産、販売およびライセンスの供与

(注) 1. 2022年7月19日付でフランスの LEONARD FASHION SAS の全株式を取得し、連結子会社となりました。
2. 上記の重要な子会社を含めて、連結子会社は14社であります。

(7) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

- ① 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都中央区
海外支店	台湾 台北市

② 子会社

会社名	名称	所在地
三共生興ファッションサービス株式会社	本社	大阪市中央区
三共生興アパレルファッション株式会社	本社	東京都中央区
北陸三共生興株式会社	本社	福井県勝山市
株式会社サン・レッツ	本社	大阪市中央区
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	本社	横浜市中区
DAKS SIMPSON LIMITED	本社	London, UK
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	本社	Hong Kong, CHINA
LEONARD FASHION SAS	本社	Paris, FRANCE

(8) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減
215 名	37 名増

- (注) 1. 使用人数には、出向社員を含んでおりません。
 2. 使用人数には、臨時使用人（販売スタッフ、デザイナー、パタンナー、契約社員等）405名（年間の平均人員）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

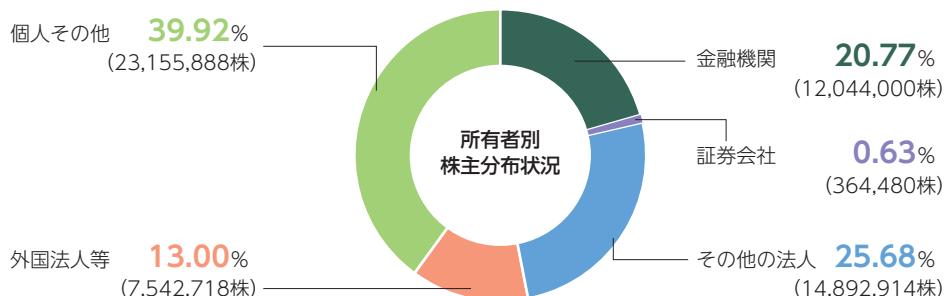
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,320
株式会社三井住友銀行	1,050
株式会社りそな銀行	450

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 58,000,000 株
- (3) 株主数 5,240 名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人三木瀧蔵奨学財団	7,677	18.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,471	8.35
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	2,468	5.93
株式会社三菱UFJ銀行	2,174	5.23
株式会社三井住友銀行	2,170	5.22
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA — SEGREG UK IND1 CLT ASSET	1,948	4.68
一般財団法人サンライズ財団	1,830	4.40
東レ株式会社	1,641	3.95
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	993	2.39
株式会社りそな銀行	871	2.09

(注) 持株比率は、自己株式数 (16,411,718株) を控除して算出しております。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長CEO (代表取締役)	井ノ上 明	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長 LEONARD FASHION SAS CEO 株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長
専務取締役	下川 浩一	本社ホールディングス部門担当
取 締 役	南部真知子	モロゾフ株式会社 社外取締役
取 締 役	服部 一史	
常勤監査役	楠 昌和	
監 査 役	金井美智子	弁護士法人大江橋法律事務所 社員 コンドール株式会社 社外取締役 IDEC株式会社 社外取締役 (監査等委員) アズワン株式会社 社外取締役
監 査 役	小路 貴志	小路公認会計士事務所 所長 株式会社小路企画 代表取締役 株式会社安永 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役南部真知子および服部一史の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役金井美智子および小路貴志の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は東京証券取引所に対し、南部真知子、服部一史、金井美智子および小路貴志の各氏を独立役員として届け出ております。
 4. 監査役小路貴志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社と弁護士法人大江橋法律事務所との間におきまして、顧問契約を締結しております。
 6. 当社とモロゾフ株式会社、コンドール株式会社、IDEC株式会社、アズワン株式会社、小路公認会計士事務所、株式会社小路企画、株式会社安永の間には特別な関係はありません。

7. 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の変更は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
井ノ上 明	株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長	株式会社横浜テキスタイル倶楽部 取締役	2022年4月20日
	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役	2022年4月25日
	三共生興株式会社 代表取締役社長CEO	三共生興株式会社 代表取締役社長COO	2022年6月29日
	LEONARD FASHION SAS CEO	—	2022年7月19日
	三共生興ファッションサービス株式会社 取締役	三共生興ファッションサービス株式会社 代表取締役社長	2022年9月20日

8. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役的全員との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用など）を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員等、および子会社の取締役および監査役であります。ただし、法令に反することを認識しながら行った行為、違法な利益の取得や供与、インサイダー取引や犯罪行為などに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

- ① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日および2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績動向等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表権の有無、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬等は、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。

監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関しましては、2021年6月29日開催の監査役会において、監査役の担う監査機能という職務に鑑み、基本報酬のみとすることを決議しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。監査役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのに最も適している代表取締役社長CEOである井ノ上明氏にその具体的内容について委任しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、代表権の有無、役位、職責、当社の業績等のほか、業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案しております。委任を受けた代表取締役社長CEOも、上記決定方針に従うこととなっていることから、取締役会は、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報酬の種別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	6 名	67百万円	50百万円	—	117百万円
監 査 役	3 名	13百万円	—	—	13百万円
合 計	9 名	81百万円	50百万円	—	131百万円
(うち社外役員)	(4 名)	(10百万円)	—	—	(10百万円)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、各期の親会社株主に帰属する当期純利益などの業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して算出し、賞与として毎年一定の時期に支給しております。取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績動向や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。なお、当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。各期の業績動向の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	南部真知子	企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち、12回に出席し、経営者としての経歴の中で培われた経営の専門家として、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的に助言を行い、また経営の監督とチェック機能を果たしております。
社外取締役	服部 一史	企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち、14回に出席し、経営者としての経歴の中で培われた経営の専門家として、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的に助言を行い、また経営の監督とチェック機能を果たしております。
社外監査役	金井美智子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、12回に出席し、弁護士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小路 貴志	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、14回に出席し、公認会計士および税理士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25 百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 ① の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち DAKS SIMPSON LIMITED、SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. および LEONARD FASHION SAS は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、デューデリジェンスに関連する助言業務等についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合または当社都合の場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第86期	第85期 (ご参考)	科 目	第86期	第85期 (ご参考)
	2023年3月31日 現在	2022年3月31日 現在		2023年3月31日 現在	2022年3月31日 現在
資産の部			負債の部		
流動資産	19,845	21,221	流動負債	6,694	6,173
現金及び預金	14,365	16,414	支払手形及び買掛金	1,848	1,795
受取手形	432	562	短期借入金	2,820	2,820
売掛金	3,291	2,704	1年内返済予定の長期借入金	98	—
商品及び製品	1,443	1,243	リース債務	274	218
仕掛品	0	0	未払金	144	40
原材料及び貯蔵品	6	5	未払費用	717	634
前払費用	65	44	未払法人税等	156	121
未収還付法人税等	27	25	資産除去債務	31	13
その他	213	223	その他	603	529
貸倒引当金	△2	△2	固定負債	6,153	4,844
固定資産	33,153	29,462	長期借入金	171	—
有形固定資産	10,362	9,995	長期未払金	—	86
建物及び構築物	6,498	6,769	リース債務	561	48
工具、器具及び備品	96	54	繰延税金負債	4,253	3,611
土地	2,950	2,950	退職給付に係る負債	310	279
使用権資産	786	191	長期預り金	810	767
その他	31	28	資産除去債務	45	50
無形固定資産	5,658	4,080	負債合計	12,847	11,017
商標権	4,881	4,008	純資産の部		
その他	777	71	株主資本	32,895	33,607
投資その他の資産	17,132	15,386	資本金	3,000	3,000
投資有価証券	16,477	14,840	資本剰余金	6,106	6,106
長期預金	70	—	利益剰余金	30,747	29,609
出資金	3	3	自己株式	△6,958	△5,108
長期貸付金	—	0	その他の包括利益累計額	6,935	5,754
固定化営業債権	11	11	その他有価証券評価差額金	8,384	7,393
長期前払費用	75	43	繰延ヘッジ損益	△17	11
退職給付に係る資産	8	9	為替換算調整勘定	△1,443	△1,663
繰延税金資産	324	336	退職給付に係る調整累計額	11	12
長期預け金	179	159	非支配株主持分	319	304
貸倒引当金	△17	△18	純資産合計	40,150	39,666
資産合計	52,998	50,683	負債純資産合計	52,998	50,683

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第86期	第85期 (ご参考)
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	19,466	16,914
売上原価	11,350	10,267
売上総利益	8,116	6,647
販売費及び一般管理費	5,878	4,904
営業利益	2,237	1,743
営業外収益	738	682
受取利息	19	1
受取配当金	585	506
貸倒引当金戻入額	—	23
為替差益	60	60
その他	73	90
営業外費用	63	76
支払利息	30	34
店舗等除却損	1	15
その他	32	26
経常利益	2,912	2,349
特別利益	34	1,243
助成金収入	34	133
債務免除益	—	941
リース解約益	—	168
特別損失	71	757
固定資産除却損	20	—
建物解体費用	19	—
事務所移転費用	16	—
減損損失	14	714
臨時休業等による損失	—	42
税金等調整前当期純利益	2,875	2,836
法人税、住民税及び事業税	541	435
法人税等調整額	108	240
当期純利益	2,224	2,159
非支配株主に帰属する当期純利益	18	22
親会社株主に帰属する当期純利益	2,206	2,137

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第86期	第85期 (ご参考)	科 目	第86期	第85期 (ご参考)
	2023年3月31日 現在	2022年3月31日 現在		2023年3月31日 現在	2022年3月31日 現在
資産の部			負債の部		
流動資産	11,227	14,793	流動負債	4,722	4,428
現金及び預金	9,939	13,863	買掛金	494	523
売掛金	712	590	短期借入金	3,405	3,236
商品及び製品	267	254	未払費用	314	283
前払費用	11	6	未払法人税等	86	—
短期貸付金	269	—	預り金	23	21
未収還付法人税等	—	1	その他	398	364
その他	28	76	固定負債	4,641	4,250
固定資産	36,647	33,302	長期未払金	—	85
有形固定資産	8,299	8,511	繰延税金負債	3,808	3,378
建物及び構築物	5,970	6,192	退職給付引当金	61	60
車両運搬具	0	0	資産除去債務	20	20
工具、器具及び備品	33	29	長期預り金	750	705
建設仮勘定	5	—	負債合計	9,364	8,678
土地	2,290	2,290	純資産の部		
無形固定資産	108	48	株主資本	30,162	32,042
ソフトウェア	16	24	資本金	3,000	3,000
ソフトウェア仮勘定	68	—	資本剰余金	6,044	6,044
電話加入権	23	23	資本準備金	6,044	6,044
投資その他の資産	28,239	24,742	利益剰余金	28,075	28,106
投資有価証券	16,389	14,783	利益準備金	750	750
関係会社株式	11,815	9,919	その他利益剰余金	27,325	27,356
出資金	1	1	圧縮記帳積立金	667	667
長期前払費用	17	24	別途積立金	12,350	12,350
長期預け金	22	21	繰越利益剰余金	14,308	14,339
貸倒引当金	△6	△6	自己株式	△6,958	△5,108
資産合計	47,875	48,095	評価・換算差額等	8,348	7,374
			その他有価証券評価差額金	8,348	7,371
			繰延ヘッジ損益	0	3
			純資産合計	38,510	39,417
			負債純資産合計	47,875	48,095

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第86期	第85期 (ご参考)
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	4,348	4,022
売上原価	2,504	2,474
売上総利益	1,844	1,548
販売費及び一般管理費	1,353	1,245
営業利益	491	303
営業外収益	935	1,221
受取利息	6	8
受取配当金	870	1,114
業務受託料	19	17
為替差益	24	59
その他	14	23
営業外費用	32	43
支払利息	12	12
店舗等除却損	0	1
その他	20	30
経常利益	1,393	1,481
特別損失	57	5
固定資産除却損	20	—
建物解体費用	19	—
事務所移転費用	16	—
減損損失	1	5
税引前当期純利益	1,335	1,475
法人税、住民税及び事業税	296	206
法人税等調整額	2	49
当期純利益	1,037	1,220

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三共生興株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三共生興株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三共生興株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

三共生興株式会社 監査役会

常勤監査役	楠 昌 和	㊞
社外監査役	金井 美智子	㊞
社外監査役	小 路 貴 志	㊞

以 上

ご参考

|| LEONARD 2023秋冬パリコレクションに参加

今年3月、当社子会社であるLEONARD FASHION SASは、パリコレクションに参加し、2023年秋冬の新作を発表しました。

「世界で最も美しいプリント」と賞賛され、世界中の女性を魅了してやまない「LEONARD」。当コレクションでは、アイコン的な花柄だけでなく、エッジなアニマルやペイズリー柄、さらにフェイクファーアイテムやフォークロアスタイルなど、現代風の楽しいアレンジが登場。ブランドの伝統を守りながらも新しいスタイルにチャレンジし続ける「LEONARD」にご期待ください。



DAKSがアジアでショップを続々オープン

昨年12月、当社子会社であるSANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. は、香港セントラルにある大型商業施設のIFCモールにDAKSショップをオープンしました。当社の第86期上半期において、中国で4店舗、下半期にはIFCモールのショップを含め、中国、香港で2店舗をオープン。中国、香港、マカオで合計37店舗となりました。

また、今年1月には、当社台北支店が、台湾台南市の新光三越台南新天地小西門店にDAKSのニューコンセプトショップをリニューアルオープンしました。壁面は、白とグリーンを基調とし、内装にはSDGsを意識して環境に配慮したLED照明と、可能な限り再利用した什器を使用しております。

今後もアジア市場に重点を置きブランドビジネスを強化してまいります。



**DAKS IFCモール
ショップ**
|所在地|
Shop 2090, Level 2,
ifc mall, 8 Finance St,
Central, Hong Kong



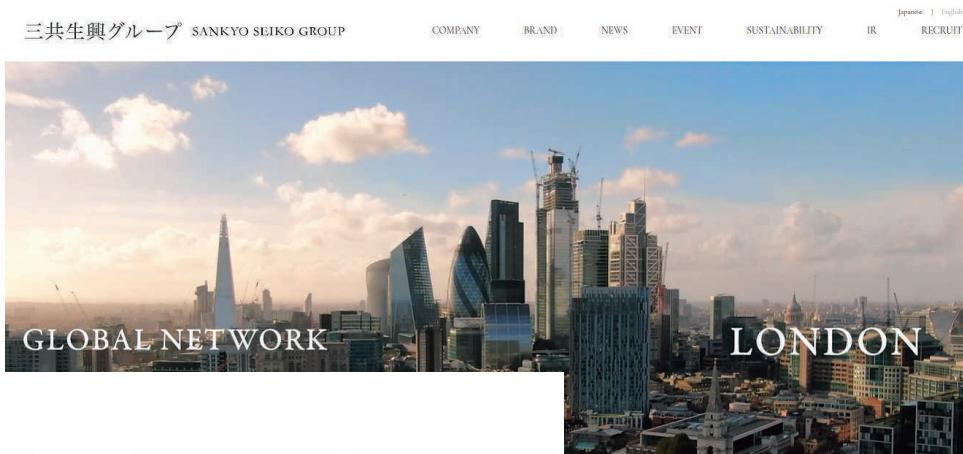
**DAKS新光三越台南新天地
小西門店ショップ**
|所在地|
1F, No.658-1, Sec. 1, Ximen
Rd., West Central Dist.,
Tainan City

|| コーポレートサイトを全面リニューアル

昨年11月、当社グループのコーポレートサイトを全面リニューアルいたしました。当社グループのグローバルネットワークや保有する2つのブランドを核とするファッションビジネス、SDGsへの取り組みなど、当社グループの特徴や魅力を発信しております。

また、海外のステークホルダーの皆様にもお伝えするため、英語版コーポレートサイトを新設するとともに、スマートフォンやタブレットからもより快適にご覧いただけるよう、使用している端末に合わせて自動的に表示を変更するレスポンス対応にいたしました。

今後も、当社グループの最新情報を発信してまいります。



SDGsへの取り組み

CATEGORY	「任務図書」受贈のお知らせ	トルコ・シリア地震被災者への緊急支援として寄付を実施	カタリチへの人道支援に対しWFP調達世界報告計画（調達WFP）より感謝状も頂きました
CSR			
2023			
2022			
2021			
DATE	パキスタンへの人道支援に対し公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンより感謝状を頂きました	「東海海洋公園自然保護基金」に協賛	「グリーン投資」を通じて環境問題解決に向けた取り組みも支援
			

📄 当社グループコーポレートサイト
<https://www.sankyoseiko.co.jp/>

三共生興 検索



Ⅱ 三共生興グループのSDGsへの取り組み

第86期に2,000万円の寄付を実施



当社は、昨年11月、ウクライナでの軍事侵攻により、避難生活を余儀なくされている方々へ、国連世界食糧計画（国連WFP）を通じて、またパキスタンでのモンスーンによる記録的豪雨とそれに伴う洪水により被災された子供たちとその家族へ、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを通じて、合計1,000万円の寄付を実施。

今年2月には、トルコ南部で発生した大地震により、トルコおよびシリアで被災された方々への緊急支援として、国連世界食糧計画（国連WFP）および公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを通じて、合計1,000万円の寄付を行いました。

3月には、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンを通じて寄付支援を行った功績により、紺綬褒章を受章いたしました。

当社グループは、100年先の子供たちのため、今後もSDGs活動に積極的に取り組んでまいります。



株主総会 会場ご案内図

大阪市中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル 3階「ホールA」
電話(06)6268-5000



- ご案内**
1. 地下鉄御堂筋線「本町駅」出口③より徒歩にて約5分です。
 2. 地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」出口⑰より徒歩にて約5分です。
 3. ご来場の節は、会場受付へお越しください。
 4. 駐車場、駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日のお土産の配布を取止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。